

けんぽ委員だより

2024.12

令和6年度 健康保険委員表彰

協会けんぽでは、長年にわたり健康保険事業の推進にご協力をいただいている健康保険委員の方々に対して感謝の意を表し、「健康保険委員表彰」を実施しております。今年度の受賞者は次の方々です。

全国健康保険協会理事長表彰

江藤 良輔 様
有限会社 湯布院環境衛生サービスセンター

甲斐 千鶴子 様
大分物流サービス 株式会社

土谷 優子 様
株式会社 豊洋メット

二橋 和代 様
株式会社 大成組

(五十音順)

健康保険委員表彰は、委員の就任期間、生活習慣病予防健診の受診率、特定保健指導の実施状況、一社一健康宣言の取り組み状況等を基準とし、健康保険事業の推進にご協力いただいている方を対象としています。

(氏名の公表に同意いただいた方のみ掲載しています)

全国健康保険協会支部長表彰

足立 充 様 大分海運 株式会社

猪野 由美子 様 株式会社 つえエーピー

衛藤 量一 様 公益財団法人 大分県交通安全協会

小川 浩 様 株式会社 エリア

川内野 英彦 様 有限会社 ファン工業

黒沢 周次 様 中津商工会議所

権藤 洋子 様 大分みらい信用金庫

下田 浩 様 河野電気 株式会社

末高 成史 様 株式会社 オーイーシー

高橋 和行 様 平和扶桑テクノ 株式会社

野上 豊子 様 株式会社 松萬

藤田 淳子 様 臼津交通 株式会社

松本 由美 様 株式会社 耶馬溪製作所

三重野 初美 様 株式会社 白樺 有料老人ホーム しらかば

森 優子 様 株式会社 池田組

(五十音順)

被扶養者状況リストの提出はお済みですか？

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を毎年度実施しております。

被扶養者の状況に変更がなくても、「被扶養者状況リスト」の提出が必要です。事業主・加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認ですので、必ずご提出いただきますようお願いいたします。



令和5年度の実績

- ・扶養解除者数：約7.1万人
- ・高齢者医療制度への負担軽減額(効果額)：約10億円

大分支部 LINE 公式アカウント 友だち募集中！

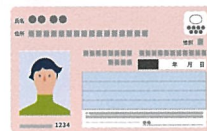
加入者の皆さまへの情報発信をより一層強化するため、身近なコミュニケーションツールであるLINEの公式アカウントを開設しました。タイムリーな情報をお届けしてまいりますので、右の二次元コードを読み取って友だち登録をお願いします。



これからは医療を受けるならマイナンバーカード。

令和6年12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行しました。

※発行済の健康保険証は、退職等で資格喪失とならない限り、令和7年12月1日まで使用可能です。



マイナ保険証の 4つのメリット

01 過去のお薬の情報や健診結果を
ふまえた医療を受けられる



02 手続きなしで高額な窓口負担が
不要に



03 確定申告の医療費控除申請が
カンタンになる



04 従来の保険証よりも
医療費がお得になる



マイナ保険証の安全性



Q. マイナンバーカードってそもそも安全？

A. マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っておらず、それだけで個人情報の特定はできないようになっています。



Q. マイナンバーを知られると悪用される？

A. マイナンバー自体が知られても本人確認とセットのため、あなたの代わりに手続きなどを行うことはできません。

マイナ保険証に関するお問い合わせ先

- マイナ保険証、オンライン資格確認
- 資格情報のお知らせ ●資格確認書

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

0570-015-369
8:30~17:15 (土日・祝日・年末年始を除く)

マイナ保険証についての特設サイトはこちら | <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/LP/mynahokensho/>



医療費のお知らせをお送りします

令和7年1月中旬～下旬にかけて事業所様へ医療費のお知らせをお送りします。従業員様ごとに医療費のお知らせを封筒に封入していますので、個人ごとの封筒は開封せずに従業員様にお渡し願います。

対象
期間

主に令和5年9月～令和6年8月診療分

※医療費のお知らせの作成時点(令和6年11月上旬)で健康保険の資格がない方(退職者、新規加入者等)や、対象期間に受診がない方等には発行されません。

医療費のお知らせは、医療費控除の申告手続きに使用可能です

医療費のお知らせを添付することで医療費控除の明細書の記載を簡略化することができます。医療費のお知らせに記載されていない医療費(令和6年9月～12月診療分等)は、医療機関等からの領収書に基づき、医療費控除の明細書を作成し、確定申告書に添付する必要があります。

医療費控除については、管轄の税務署にお問い合わせください。



Q. 令和6年9月～12月診療分の医療費のお知らせを発行してもらうことはできますか？

A. 令和7年3月以降に「医療費のお知らせ依頼書」をご提出いただくことで、発行が可能です(医療機関等から協会けんぽに診療情報が届くまでに最低でも3か月を要するため)。



協会けんぽ 医療費のお知らせ依頼書

検索

※発行が可能なのは医療機関等から診療情報が届いている分のみです。